12月号

おおもり青色便り

No.0713　一般社団法人 大森青色申告会　令和7.12.1

令和７年分 年末調整個別相談会のご案内

当会では、専従者・従業員等の年末調整個別相談会を**完全予約制**にて下記のとおり行います。但し、**年末調整以外に記帳内容の確認・相談を併せてご希望の場合は別途予約が必要となりますので事前にお申し出ください。**

年末調整に必要な書類等は、通常 10 月から 11 月頃にかけ、管轄税務署・市区町村及び各種控除に関する保険会社等から控除証明書がお手元に送付されます。この会報 12 月号の２ページ目に「令和 7 年分 年末調整ご相談前チェックリスト」を掲載しておりますので、事前に必要書類等をご確認・ご記入のうえご持参くださいますようお願いいたします。

期　　間	令和７年 12 月 15 日（月）～同年 12 月 26 日（金）午前まで ※土・日・祝日を除く 令和８年　1 月　7 日（水）～同年　1 月 20 日（火）※土・日・祝日を除く
時　　間	午前：9 時・9 時半・10 時・10 時半・11 時・11 時半 午後：1 時・1 時半・2 時・2 時半・3 時・3 時半

※予約をいただいていない場合のご相談はお受けできません。
※年末調整のみの場合、最大 30 分程のお時間となります（2 名以下の場合）。
　その他のご相談がある場合は最大 50 分程のご相談となりますので、事前にお申し出ください。
※必要書類等の詳細は、2 ページ目をご参照ください。
※各種感染症予防のため、基本的な感染予防対策をお願いいたします。

③給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書

②給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

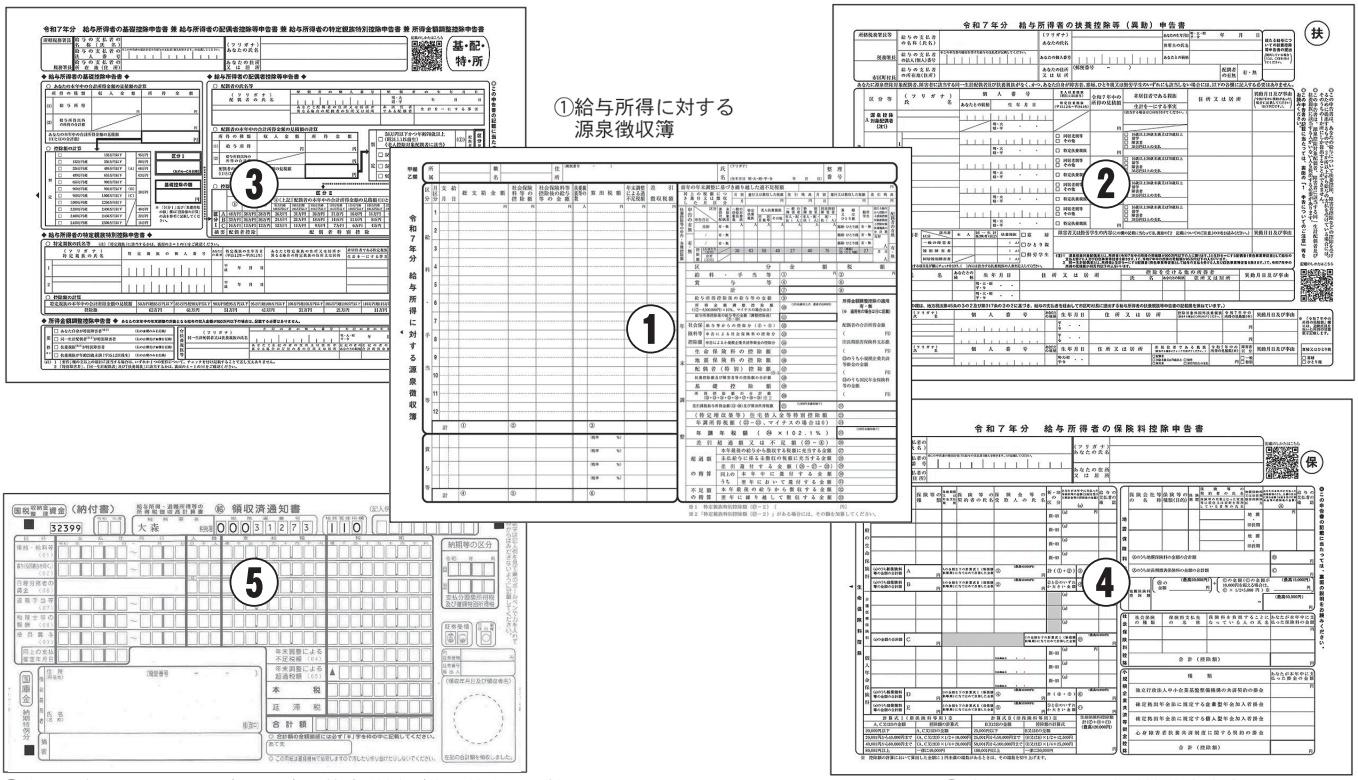

①給与所得に対する源泉徴収簿

⑤令和７年分所得税の源泉徴収高計算書（納付書）の前半分の控え

④給与所得者の保険料控除申告書

令和7年分 年末調整チェックリスト

お出かけ前チェックリスト（年末調整に必要なもの）

① 給与所得に対する源泉徴収簿

給与所得者（専従者含む）１名につき１枚必要となる書類です。必要事項をご記入のうえ、必ずご持参ください。

給与所得者の住所・氏名(ﾌﾘｶﾞﾅ)・生年月日と令和７年１月から令和７年12月までに支給した、支給日・支給金額・社会保険料等の控除額・源泉徴収税額は記入されていますか？

② 令和７年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

被扶養者がいない場合でも必要となる書類です（乙欄・丙欄除く）。必要事項をご記入のうえ必ずご持参ください。未記入の場合は、控除対象扶養親族等の該当がないものとして取り扱います。

給与所得者の氏名(ﾌﾘｶﾞﾅ)・住所・生年月日・マイナンバーを記入していますか？

1）給与所得者に控除対象配偶者や 16 歳以上の被扶養者がいる場合には、被扶養者それぞれの氏名(ﾌﾘｶﾞﾅ)・続柄・生年月日・マイナンバーの記入と令和７年中の所得の見積額・住所は記入されていますか？

2）給与所得者に 16 歳未満の被扶養者がいる場合には、被扶養者それぞれの氏名(ﾌﾘｶﾞﾅ)・マイナンバー・続柄・生年月日・住所等の記入はされていますか？

3）給与所得者に寡婦・ひとり親・勤労学生控除の適用はありませんか？
適用のある場合は、チェック欄と必要事項が記入されていますか？

☜記載例

③ 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書

年末調整において、基礎控除、配偶者控除又は配偶者特別控除、特定親族特別控除、及び所得金額調整控除の適用を受けようとする場合に、その年最後の給与の支払を受けるまでに主たる給与の支払者に提出しなければならない書類です。

☜記載例

④ 給与所得者の保険料控除申告書

給与所得者に各種保険料等の控除がある場合に必要となる書類です。令和７年中に支払った、国民年金（基金）、厚生年金（基金）、各種健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、生命保険、個人年金保険、地震保険、小規模企業共済、iDeCo などの控除証明書等の確認はできていますか？

給与支払者（源泉徴収義務者・事業主）は、各種保険料等の控除証明書等の確認が必要です。

☜記載例

⑤ 令和７年分所得税徴収高計算書（納付書）の前半（令和７年１月～６月）分の控え

※すでに納付期限を過ぎているものについては承れません。期限後の場合は、事前に税務署へ提出した後にご来所ください。

※税務署から届く、空欄の納付書をお持ちの方は、必ずご持参ください。

⑥ 各区市町村より送付される総括表等の書類

給与所得者の居住する区市町村から、総括表（給与支払報告書）が送付されますのでご持参ください。

⑦ 令和６年（前年）分の上記①～④及び⑤の前半分・後半分の控え

⑧ 給与支払者（事業主）のマイナンバーカード及び英数字のパスワード

【ご注意】

不明点等がある場合には、事前に当会又は税務署にご相談いただくか、下記の国税庁ホームページ内の「年末調整がわかるページ」でご確認ください。

なお、①～④の書類に関しては、事前に必要事項をご記入いただけない場合には、年末調整のご相談を承れない場合がございますので、予めご了承ください。

上記書類がお手元に無い場合は、当会事務局・税務署・国税庁ホームページから入手してください。

※納める源泉税がゼロ円の場合も、１月 20 日までに納付書を税務署へ提出する必要があります。

※税務署の業務センター化及び収受日付印の押捺の廃止により、当会で納付書を含む全ての書類はお預かりできません。

☜国税庁 HP 内
『年末調整がよくわかるページ』で
各種書類のダウンロードができます。
各種書類の説明文等も載っています。

令和7年度納税表彰式が挙行されました

令和７年11月14日（金）午後3時より、池上本門寺朗峰会館に於いて大森税務署・大森税務6団体の共催による令和7年度納税表彰式が執り行われました。

納税表彰は、日ごろの活動を通じて納税道義の高揚等にご尽力された方々を表彰しており、当会からは以下の３名（敬称略・順不同）が表彰されました。

◎大森税務署　署長表彰
　金子　弘高　（大森西支部）

◎大森税務署　　署長感謝状
　田村　正子　（大森西支部）

◎大森青色申告会　会長表彰
　奥野　紀子　（入新井支部）

受彰者の皆様おめでとうございました。

街歩き広報活動を実施！

10月29日、30日において、11月の「税を考える週間」に先立ち、大森税務署長をはじめ、副署長、個人課税1部門統括官、e-Taxマスコットキャラクターのイータ君をお招きし当会役職員とともに梅屋敷東通商店街と大森ショッピングモールMILPAを利用される方々へ青色申告制度の普及とイベント等のPR活動を行いました。

広報活動にあたりご協力いただいた商店街関係者の皆様並びに税務署幹部の皆様へ厚く御礼申し上げます。

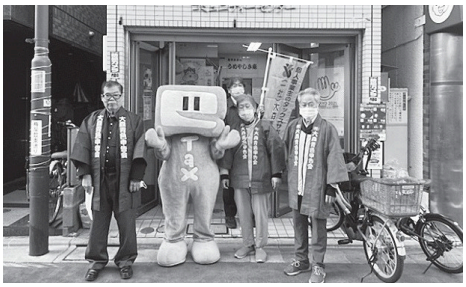

（一社）大森青色申告会 役員ボランティア募集のお知らせ

当会は、個人事業主の皆様の税務をサポートするために専門職員とボランティアの役員によって構成され、主に青色申告会の運営や広報活動、２か月に一度の会報配付などに携わり貢献いただいております。あなたも役員ボランティアとして会の運営に参加してみませんか？

青色申告会の活動にご興味のある会員の方がいらっしゃいましたら青色申告会事務局又は、各地域の役員にぜひご連絡ください！

事務局から重要なお知らせ

【決算確定申告相談のご案内について】

12月初旬に『確定申告相談のご案内』を、ゆうメールにてお送りしております。12月10日頃になってもお手元に届いていない場合には、お手数ですが当会事務局までお電話をお願いいたします。

なお、お送りしております『確定申告相談のご案内』には、減価償却計算表、集計表や決算書申告書の下書き用紙等々の大切な書類が同封されております。必ず内容をご確認いただき、お早めに確定申告相談のご予約をお取りいただくようお願い申し上げます。

※住所に変更がある場合はお手続きが必要です。
※原則再郵送は行っておりません。

【年末年始の営業について】

年末は、令和7年12月26日（金）午後5時迄

※法定書類等のご提出に関する相談で、年内に期限が到来するものはお早めにご相談ください。

年始は、令和8年1月7日（水）午前9時から

上記の営業時間となりますので宜しくお願い致します。

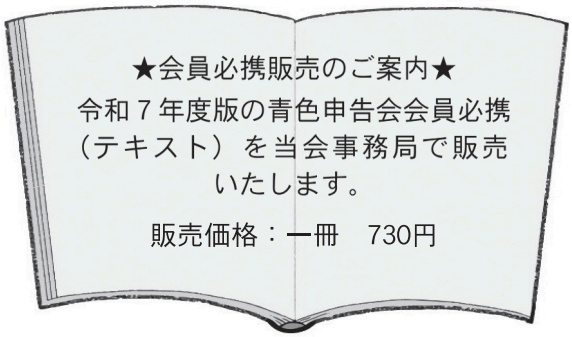

確定申告期指導に関する重要なお知らせ

本年分（令和7年）の確定申告期指導では、以下の事項にご注意くださいますようお願いいたします。なお詳細は、12月初旬に郵送する『令和7年分所得税・消費税の確定申告相談のご案内』冊子をご覧ください。

- 令和４年分の確定申告書様式からA・Bの区分が無くなったことに伴い、旧A申告の指導は行いません。
- 確定申告書第３表（土地建物や株式等に関する譲渡所得）に係る指導を原則行いません。
- 住宅借入金等特別控除の初回指導は原則行いません。なお、２年目以降は前年分の控え及び住宅取得資金に係る年末残高等証明書を持参していることを条件にご対応いたします。
- 配当所得は、総合課税分のみご対応いたします。
- 所得の内訳書の作成をお願いいたします。（５件以上ある場合）
- 寄付金控除明細書の作成をお願いいたします。（ふるさと納税、日赤、国境なき医師団、ユニセフ等以外はご自身でお調べください。また、所得控除と税額控除の選択もご自身でご判断くださいますようお願いいたします。）
- 医療費控除を希望される方は、必ず記入済みの医療費控除の明細書をご持参いただくか、医療費通知をご持参ください。
- 消費税の確定申告をされる方（インボイス登録者を含む）で、簡易課税制度を選択していない（選択不可の方も含む）は、正確な記帳をお願いいたします。紙帳簿をご利用の全ての方は『令和7年分所得税・消費税の確定申告相談のご案内』冊子に同封している集計表を必ずご記入くださいますようお願いいたします。

一般社団法人
大森青色申告会
責任者　会長　徳永 洋昭
大田区中央３丁目１０－１８
TEL：03（3771）8859
FAX：03（3773）6388
Eメール：aoiro-o@nifty.com
URL：https://www.oomori-aoiro.org
※「おおもり青色便り」は、上記URLからもご覧いただけます。

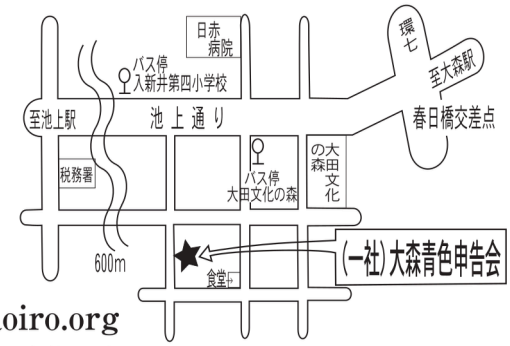

予約制 事務局に申込み
時　間 申込順で30分位

無料法律相談日
12月11日（木）
12月25日（水）

保険の相談
ご希望の方は事務局迄